

議案第 18 号

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町介護保険条例（平成17年多可町条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「31,800円」を「33,000円」に改め、同項第2号中「31,800円」を「42,900円」に改め、同項第3号中「47,700円」を「49,500円」に改め、同項第4号中「63,600円」を「59,400円」に改め、同項第5号中「79,500円」を「66,000円」に改め、同項第6号中「95,400円」を「79,200円」に改め、同項第7号中「111,300円」を「85,800円」に改め、同項に次の3号を加える。

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 99,000円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 112,200円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 122,100円

第2条第2項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「第39条第1項第5号イ」を「第39条第1項第6号イ」に、「190万円」を「120万円」に改め、同条第3項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「第39条第1項第6号イ」を「第39条第1項第7号イ」に、「400万円」を「190万円」に改め、同条に次の2項を加える。

4 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イに規定する町が定める額は、290万円とする。

5 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イに規定する町が定める額は、400万円とする。

第4条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「から第5号」を「から第8号」に改める。

附則第6項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加え、附則に次の見出し及び4項を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

7 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定に基づき、法第115条の45第1項に規

定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

8 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

9 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

10 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

多可町介護保険条例 新旧対照表

(下線は、改正部分)

現 行	改 正
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>31,800円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>47,700円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,600円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>79,500円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>95,400円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>111,300円</u></p> <p>2 <u>平成24年度から平成26年度までの令第39条第1項第5号イに規定する町が定める額は、190万円とする。</u></p> <p>3 <u>平成24年度から平成26年度までの令第39条第1項第6号イに規定する町が定める額は、400万円とする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>79,200円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>85,800円</u></p> <p><u>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 99,000円</u></p> <p><u>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 112,200円</u></p> <p><u>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 122,100円</u></p> <p>2 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第6号イに規定する町が定める額は、120万円とする。</u></p> <p>3 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イに規定する町が定める額は、190万円とする。</u></p> <p>4 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イに規定する町が定める額は、290万円とする。</u></p>

現 行	改 正
<p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>6 当分の間、第7条中に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超え</p>	<p><u>5 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イに規定する町が定める額は、400万円とする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、<u>第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ</u>又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>6 当分の間、第7条中に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法<u>(昭和32年法律第26号)</u>第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年</p>

現 行	改 正
<p>る場合には、年7.3パーセントの割合) とする。</p>	<p>7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とする。</p> <p><u>(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</u></p> <p><u>7 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。</u></p> <p><u>8 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。</u></p> <p><u>9 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。</u></p> <p><u>10 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。</u></p>